

令和元年度 第19回庁議要旨

日時：令和2年1月14日（火）

午前8時30分～午前9時45分

会場：庁議室

[審議事項]

1-1 石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議の附属機関への位置付けについて （復興政策部）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、非常勤特別職の地方公務員の任用要件が厳格化される。

これに伴い、要綱に基づき設置されている「石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」について、その役割や機能から附属機関として位置付けることが適切であると判断される。

これまで要綱により設置していた「石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」について、地方自治法上の附属機関として位置付け、適正な運用を図る。

(1) 主な内容

- ① 設 置 「石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の進行管理及び地方創生に関する市民各層の意見、要望等を反映させるため、「石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」を設置する。
- ② 組 織 委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - ア 学識経験を有する者
 - イ 地域において活動する団体から推薦された者
 - ウ 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- ③ 任 期 委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
また、委員は再任されることができる。

(2) 今後の予定

令和2年2月 市議会第1回定例会に、石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置条例の制定及び石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和2年4月1日）

3月 石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱の廃止（令和2年3月31日をもって廃止）

1-2 石巻市総合交通戦略審議会の設置について（復興政策部）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月から施行され、非常勤特別職の地方公務員の任用要件が厳格化される。

これに伴い、要綱により設置している委員会等のうち、調査、研究又は審議機関等である委員会等については、その役割や機能から附属機関として位置づけることが適切であり、条例により

設置することが適切であると判断される。

要綱により設置している石巻市地域公共交通会議において、これまで審議を行ってきた石巻市総合交通戦略の策定、変更等に関する事項については、条例設置による審議会により審議することが適切であることから、要綱から分離し附属機関として位置付けを行うことにより、適正な運用を図る。

(1) 主な内容

- ① 設置 市長の諮問に応じ、石巻市総合交通戦略の変更等について審議するため、石巻市地域公共交通戦略審議会を設置する。
- ② 組織 審議会の委員は30人以内をもって組織する。
 - ア 学識経験者
 - イ 関係機関職員
 - ウ 関係運送事業者
 - エ 住民及び利用者の代表者
 - オ 市長が必要と認める者
- ③ 任期 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
また、委員は再任されることができる。

(2) 今後の予定

令和2年2月 市議会第1回定例会に、石巻市総合交通戦略審議会条例の制定及び石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和2年4月1日）

3月 石巻市地域公共交通会議設置要綱の一部改正（令和2年4月1日施行）

1-3 石巻市市政功労者表彰推薦委員会の附属機関への位置付けについて（総務部）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、非常勤特別職の地方公務員の任用要件が厳格化される。

市政功労表彰候補者の推薦を行う石巻市市政功労者表彰推薦委員会の組織運営から、附属機関と位置付けることが適切と判断される。

これまで規則において設置していた石巻市市政功労者表彰推薦委員会について、適正な運用を図るため、附属機関として位置付けを行うとともに、欠格条項を明確にするもの。

(1) 主な内容

- ① 設置 市政功労表彰の候補者を推薦するため、石巻市市政功労者表彰推薦委員会を置く。
- ② 組織及び運営
 - ア 委員10人以内をもって組織し、学識経験者等から市長が委嘱する。
 - イ 委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
 - ウ 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

エ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

オ 委員会の会議は、市長が招集し、委員長がその議長となる。

③ 任期

委員の任期は、委嘱の日から当該年度の表彰日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、委員は再任されることができる。

④ 欠格条項

ア 禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者

イ 年度を超えて市税を滞納しているもの

ウ 功労者にふさわしくない行為があったもの

(2) 今後の予定

令和2年2月 市議会第1回定例会に、石巻市表彰に関する条例及び石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案

(施行予定年月日：令和2年4月1日)

3月 石巻市表彰に関する条例施行規則の一部改正

(施行予定年月日：令和2年4月1日)

1-4 石巻市プロポーザル選定委員会の附属機関への位置付けについて（総務部）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、非常勤特別職の地方公務員の任用要件が厳格化される。

これに伴い、本市のプロポーザル方式による業者選定については、石巻市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに基づき、所管課において、選定委員会設置要綱を策定することとしている。今後は、その役割や機能から附属機関として位置付けることが適切であると判断される。

これまでは要綱により設置していたそれぞれの所管に伴うプロポーザル選定委員会について、適正な運用を図るため、附属機関として位置付けを行うもの。

(1) 主な内容

① 設 置 プロポーザル方式により市が業務委託、建設工事その他の契約を締結する場合の契約の相手方の候補者の選定を行うため、契約案件ごとに石巻市プロポーザル選定委員会を置く。

② 組 織 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

ア 学識経験を有する者

イ 市職員

ウ その他市長が必要と認める者

③ 任 期 任命の日から候補者が選定される日までの間とする。委員が欠けた場合は補充する。

④ 庶 務 委員会の庶務は、プロポーザル方式による契約案件を所管する部署において処理をする。

(2)今後の予定

令和2年2月 市議会第1回定例会に、石巻市プロポーザル選定委員会条例の制定及び石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和2年4月1日）

1-5 石巻市行財政改革推進委員会の設置について（財務部）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、非常勤特別職の地方公務員の任用要件が厳格化される。

これに伴い、本市専門委員として設置されている石巻市行政経営戦略会議について、その役割や機能から附属機関として位置付けることが適切であると判断される。

これまでは要綱により設置していた石巻市行政経営戦略会議について、適正な運用を図るため、附属機関として位置付けを行うこととし、様々な行財政改革の審議を行うことから、石巻市行財政改革推進委員会と名称を改め設置する。

(1)主な内容

- ① 設 置 市長の諮問に応じ、行財政改革その他経営的視点に立った行政運営の推進に関する重要事項を審議するため、石巻市行財政改革推進委員会を置く。
- ② 組 織 委員8人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - ア 市政に関し優れた識見を有する者
 - イ 行財政改革に強い関心を有する市民
 - ウ その他、市長が特に必要と認める者
- ③ 任 期 委員の任期は、2年を超えない範囲で市長が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
また、委員は再任されることができる。

(2)今後の予定

令和2年2月 市議会第1回定例会に、石巻市行財政改革推進委員会条例の制定及び石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和2年4月1日）

3月 石巻市行政経営戦略会議設置要綱の廃止（令和2年3月31日をもって廃止）

1-6 指定管理者候補者選定委員会の附属機関への位置付けについて（財務部）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、非常勤特別職の地方公務員の任用要件が厳格化される。

公の施設に係る指定管理者の候補者の選定を行う指定管理者候補者選定委員会の役割や機能から附属機関と位置付けることが適切であると判断される。

指定管理者候補者選定委員会について、適正な運用を図るため、附属機関として位置付けを行うもの。

(1) 主な内容

石巻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例及び石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例について、指定管理者候補者選定委員会の設置等に関する規定を設ける。

(2) 今後の予定

令和2年2月 市議会第1回定例会に、石巻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例及び石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和2年4月1日）

1-7 石巻市健康増進計画推進委員会の附属機関への位置付けについて（健康部）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、非常勤特別職の地方公務員の任用要件が厳格化される。

これに伴い、要綱に基づき設置されている「石巻市健康増進計画推進委員会」について、本委員会の委員における地方公務員法上の身分を整理するとともに、その役割や機能から附属機関として位置付けることが適切であると判断される。

これまで要綱により設置されていた「石巻市健康増進計画推進委員会」について、地方自治法上の附属機関として条例に位置付けるとともに、要綱中に規定のあった検討部会の項目については、「石巻市健康増進計画庁内検討部会設置要綱」を新たに制定し、適切な運営を図る。

(1) 主な内容

【石巻市健康増進計画推進委員会】

- ① 設 置 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づき策定した石巻市健康増進計画の推進を図るため、石巻市健康増進計画推進委員会を設置する。
- ② 組 織 委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - ア 学識経験を有する者
 - イ 保健医療に携わる者
 - ウ 福祉業務に携わる者
 - エ 健康に関する各種団体に所属する者
 - オ 関係行政機関の職員
 - カ 学校保健に携わる者
 - キ 事業所等産業保健に携わる者
 - ク 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者
- ③ 任 期 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
また、委員は再任されることができる。

【石巻市健康増進計画庁内検討部会】

- ① 設 置 石巻市健康増進計画の推進に当たり、関係各課との連携を密にし、円滑かつ効率的な石巻市健康増進計画推進委員会の運営に資するため、石巻市健康増進計画庁内検討部会を設置する。

- ② 所掌事項 ア 増進計画の策定及び見直しに関すること。
イ 前号に掲げるもののほか、増進計画の策定及び評価に関し必要と認めること。

(2) 今後の予定

- 令和2年2月 市議会第1回定例会に、石巻市健康増進計画推進委員会条例の制定及び石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和2年4月1日）
- 3月 石巻市健康増進計画推進計画委員会設置要綱の廃止
（令和2年3月31日をもって廃止）
石巻市健康増進計画庁内検討部会設置要綱の制定（施行予定年月日：令和2年4月1日）

1-8 石巻市地域密着型サービス運営委員会の附属機関への位置付けについて（健康部）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、非常勤特別職の地方公務員の任用要件が厳格化される。

これに伴い、要綱に基づき設置されている「石巻市地域密着型サービス運営委員会」について、本委員会の委員における地方公務員法上の身分を整理するとともに、その役割や機能から附属機関として位置付けることが適切であると判断される。

これまでの要綱により設置されていた「石巻市地域密着型サービス運営委員会」について、地方自治法上の附属機関として位置づけ、適切な運営を図る。

(1) 主な内容

- ① 設 置 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び同法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスの適正な運営を確保するため、「石巻市地域密着型サービス運営委員会」を設置する。
- ② 組 織 委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
ア 介護保険の被保険者
イ 介護サービス及び介護予防サービスの事業者
ウ 地域における保健・医療・福祉関係者
エ 学識経験者
オ 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- ③ 任 期 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
また、委員は再任されることができる。

(2) 今後の予定

- 令和2年2月 市議会第1回定例会に、石巻市地域密着型サービス運営委員会条例の制定及び石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和2年4月1日）
- 3月 石巻市地域密着型サービス運営委員会設置要綱の廃止（令和2年3月31日をもって廃止）

1-9 石巻市地域福祉委員会の附属機関への位置付けについて（福祉部）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、非常勤特別職の地方公務員の任用要件が厳格化される。

これに伴い、要綱に基づき設置されている「石巻市地域福祉委員会」について、本委員会の委員における地方公務員法上の身分を整理するとともに、その役割や機能から附属機関として位置付けることが適切であると判断される。

これまで要綱により設置していた「石巻市地域福祉委員会」について、地方自治法上の附属機関として位置付け、適正な運用を図る。

(1) 主な内容

- ① 設 置 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく「石巻市地域福祉計画」の策定及び推進を図るため、「石巻市地域福祉委員会」を設置する。
- ② 組 織 委員17人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - ア 地域住民の組織に所属する者
 - イ 学識経験を有する者
 - ウ 福祉業務に携わる者
 - エ 各種福祉団体に関係する者
 - オ 関係行政機関の職員
 - カ 地域福祉に関心を有する者で一般公募によるもの
 - キ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- ③ 任 期 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
また、委員は再任されることができる。

(2) 今後の予定

- 令和2年2月 市議会第1回定例会に、石巻市地域福祉委員会条例の制定及び石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案
(施行予定年月日：令和2年4月1日)
- 3月 石巻市地域福祉委員会設置要綱の廃止（令和2年3月31日をもって廃止）

1-10 石巻市老人ホーム入所判定委員会の附属機関への位置付けについて（福祉部）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、非常勤特別職の地方公務員の任用要件が厳格化される。

これに伴い、要綱に基づき設置されている「石巻市老人ホーム入所判定委員会」について、本委員会の委員における地方公務員法上の身分を整理するとともに、その役割や機能から附属機関として位置付けることが適切であると判断される。

これまで要綱により設置していた「石巻市老人ホーム入所判定委員会」について、地方自治法上の附属機関として位置付け、適正な運用を図る。

(1)主な内容

- ① 設 置 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 11 号の規定に基づく老人ホームへの入所措置の要否について判定することを目的として、「石巻市老人ホーム入所判定委員会」を設置する。
- ② 組 織 委員 7 人で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - ア 宮城県石巻保健所長
 - イ 内科医師 1 人
 - ウ 精神科医師 1 人
 - エ 老人福祉施設を代表する者 1 人
 - オ 地域包括支援センターを代表する者 1 人
 - カ 社会福祉事務所の職員 2 人
- ③ 任 期 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
また、委員は再任されることができる。

(2)今後の予定

- 令和 2 年 2 月 市議会第 1 回定例会に、石巻市老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定及び石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和 2 年 4 月 1 日）
- 3 月 石巻市老人ホーム入所判定委員会設置要綱の廃止
（令和 2 年 3 月 3 1 日をもって廃止）

1-1-1 石巻市中高層建築物等の建築に係る建築紛争調整委員会の附属機関への位置付けについて（建設部）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日から施行され、非常勤特別職の地方公務員の任用要件が厳格化される。

これに伴い、要綱に基づき設置されている「石巻市中高層建築物等の建築に係る建築紛争調整委員会」について、本委員会の委員における地方公務員法上の身分を整理するとともに、その役割や機能から附属機関として位置付けることが適切であると判断される。

これまで要綱により設置していた「石巻市中高層建築物等の建築に係る建築紛争調整委員会」について、地方自治法上の附属機関として、適正な運用を図る。

(1)主な内容

- ① 設 置 中高層建築物等の建築に伴う近隣関係住民と建築主との居住環境に関する紛争解決の調整のため、「石巻市中高層建築物等の建築に係る建築紛争調整委員会」を設置する。
- ② 組 織 委員 5 人で組織し、法律、建築、環境等の分野に関し優れた知識と経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- ③ 任 期 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
また、委員は再任されることができる。

(2)今後の予定

- 令和2年2月 市議会第1回定例会に、石巻市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防等に関する条例の制定及び石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和2年4月1日）
- 3月 石巻市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防等に関する指導要綱の廃止及び石巻市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防等に関する指導要綱実施要領の廃止（令和2年3月31日をもって廃止）

1-12 石巻市旧北上川堤防利活用協議会の附属機関への位置付けについて（建設部）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、非常勤特別職の地方公務員任用要件が厳格化される。

これに伴い、要綱に基づき設置されている「石巻市旧北上川堤防利活用協議会」について、その役割や機能から付属機関として位置付けることが適切であると判断される。

これまで要綱により設置していた「石巻市旧北上川堤防利活用協議会」について、地方自治法上の附属機関として位置付け、適正な運用を図るもの。

(1)主な内容

- ① 設 置 石巻市中央地区の河川堤防、水域等において、民間事業者等の適性かつ公平な利活用を推進し、市民の憩いの場、にぎわいの場の創出を図るため、石巻市旧北上川堤防利活用協議会を設置する。
- ② 所掌事務 協議会は、次の事項について協議を行い、市長に対して進言等を行う。
- ア 河川堤防、水域等において利用する区域の範囲及び場所に関すること。
- イ 河川堤防区域の利用及び管理運営に関すること。
- ウ 河川堤防区域を利用する事業者等の決定に関すること。
- エ 前3号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。
- ③ 組 織 委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- ア 学識経験を有する者
- イ 地域において活動する団体から推薦された者
- ウ 地域の自治協議会から推薦された者
- エ 関係行政機関の代表者
- ④ 任 期 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- また、委員は、再任されることができる。

(2)今後の予定

- 令和2年2月 市議会第1回定例会に、石巻市旧北上川堤防利活用協議会条例の制定及び石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案（令和2年4月1日施行）
- 3月 石巻市旧北上川堤防利活用協議会設置要綱の廃止（令和2年3月31日をもって廃止）

1-13 石巻市立病院倫理委員会の附属機関への位置付けについて（病院局）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、非常勤特別職の地方公務員の任用要件が厳格化される。

これに伴い、当院における医の倫理に関する諸問題を審査する「石巻市立病院倫理委員会」について、その役割や機能から附属機関として位置付けることが適切であると判断される。

これまでは要綱により設置していた「石巻市立病院倫理委員会」について、地方自治法上の附属機関として位置付け、適正な運用を図るもの。

(1) 主な内容

- ① 設 置 石巻市立病院における医の倫理に関する諸問題を審査するため、石巻市立病院倫理委員会を設置する。
- ② 組 織 委員会は次に掲げる10人以内の委員をもって組織する。
 - ア 医の倫理に関し、識見を有する者のうちから市長が委嘱する者 1人
 - イ 副病院長 1人
 - ウ 医師のうちから病院長が指名する者 2人
 - エ 看護師のうちから病院長が指名する者 1人
 - オ 薬剤師のうちから病院長が指名する者 1人
 - カ 事務部門の職員のうちから病院長が指名する者 1人
 - キ 前各号に掲げる者のほか、病院長が指名する者
- ③ 任 期 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
また、委員は再任されることができる。

(2) 今後の予定

令和2年2月 市議会第1回定例会に、石巻市立病院倫理委員会条例の制定及び石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案
(施行予定年月日：令和2年4月1日)

3月 石巻市立病院倫理委員会設置要綱の廃止（令和2年3月31日をもって廃止）

2 地域再生計画（地方創生応援税制）の変更について（復興政策部）

令和元年12月20日に地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）の制度の5年間延長（令和6年度まで）等を含む令和2年度税制改正大綱が閣議決定された。

本市では、平成28年8月に2つの地域再生計画（交流人口拡大プロジェクト及び雇用創出拡大プロジェクト）について内閣総理大臣の認定を受け、石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）に位置付く3つの事業（石巻市複合文化施設整備事業、奨学金返還支援事業、創業支援補助事業）で同制度を活用しているところであるが、現行の計画期間は令和元年度までとなっているため、令和2年度も引き続き同制度を活用するためには、地域再生計画の変更等を行う必要がある。

企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の変更認定を受けることにより、民間資金を活用した地方創生の取組を推進させる。

(1) 主な内容

① 企業版ふるさと納税に係る令和2年度税制改正の概要

ア 税制の特例措置を5年間（令和6年度まで）延長

イ 税の軽減効果を最大約9割（現行約6割）に拡大

ウ 事業を大括り化し、包括的な認定申請が可能（個別事業の申請も可）※計画期間3年以上

② 変更する計画

ア 交流人口拡大プロジェクト

（ア）石巻市複合文化施設整備事業

イ 雇用創出拡大プロジェクト

（ア）奨学金返還支援事業

（イ）創業支援補助事業

③ 計画の主な変更内容

計画期間の1年間の延長（地域再生計画認定の日から令和3年3月31日まで）

④ その他

包括的な計画の認定申請については、次期総合計画（総合戦略と一体的に策定）との整合性を図り、令和3年度を始期とする計画申請を令和2年度に行う予定。

(2) 今後の予定

令和2年1月下旬 地域再生計画認定申請書の提出

4月1日 地域再生計画の認定見込

3 石巻市介護保険運営審議会の審議事項の追加について（健康部）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、非常勤特別職の地方公務員の任用要件が厳格化される。

これに伴い、介護保険に関する各種審議会・協議会の設置状況について精査した。

その中で、これまで石巻市地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するために開催されていた「石巻市地域包括支援センター運営協議会」は、設置に際し、既存の委員会等を活用することも可であるとの厚生労働省の通知に基づき、特段の設置条例等を制定せず、運用で「石巻市介護保険運営審議会」の委員が兼務していた。

「石巻市地域包括支援センター運営協議会」で協議していた事項を、石巻市介護保険条例により設置済である「石巻市介護保険運営審議会」の新たな審議事項として位置付けることにより、適切な運営を図るもの。

(1) 主な内容

従来の「石巻市介護保険運営審議会」の審議事項に「地域包括支援センターの運営に関する事項」を追加する。

(2) 今後の予定

令和2年2月 市議会第1回定例会に石巻市介護保険条例の一部改正について提案

（施行予定年月日：令和2年4月1日）

4 災害時における段ボール製品の供給に関する協定締結について（福祉部）

東日本大震災における災害関連死のおよそ半数は「避難所生活における肉体的・精神的疲労が原因」であったとの調査結果（災害関連死に関する検討会資料）が復興庁から公表されており、平成30年12月には、医療・福祉・災害の専門家などを会員とする「避難所・避難生活学会」が、災害関連死を防ぐには、「トイレ・キッチン・ベッド」（略称：TKB）が有効であると提言している。

また、令和元年台風第19号における避難者の中には、段ボールベッドが必要な要配慮者もあり、避難所の環境が課題となった。

災害時における段ボール製品の供給を迅速にすることにより、避難所の環境改善を図り、被災者の災害関連死及び健康被害等を予防するもの。

(1) 主な内容

【協定先】

- ・レンゴー株式会社新仙台工場（黒川郡大和町松坂平6-3-2）
- ・今野梱包株式会社（石巻市桃生町太田字袖沢52-4）

【協力内容】

段ボール製品をできる限り速やかに避難所に納品し、組み立て等を指導できる者を派遣する。

【製品の種類】

段ボール製簡易ベッド、段ボール製シート、段ボール製間仕切りなど

【協定期間】

- ・レンゴー株式会社新仙台工場：令和2年2月3日～令和3年2月2日（1年ごとに自動更新）
- ・今野梱包株式会社：令和2年2月17日～令和3年2月16日（1年ごとに自動更新）

(2) 今後の予定

令和2年2月 3日 レンゴー株式会社新仙台工場との協定締結式

2月17日 今野梱包株式会社との協定締結式

5 道路占用料、公共物使用料、公園占用使用料の改定等について（建設部）

国道における道路占用料は、道路法施行令（昭和27年政令第479号）で規定されており、占用料の額は、算定の基礎となる地価水準（固定資産税評価額）及び地価に対する賃料の水準の変動等を反映した適切なものとするため、適宜見直しを行うものとされている。

道路法施行令の一部を改正する政令が令和元年9月27日に公布され、国道における占用料の単価が令和2年4月1日から施行される。

また、令和元年10月1日付けで消費税率が8%から10%に改定されることに伴う道路法施行令の一部を改正する政令についても同日付公布され、令和元年10月1日から施行された。

本市の道路占用料は、市域内の国道占用料と整合性を図るため、道路法施行令による占用料に準拠し定めていることから、今般、占用料を改定し、併せて、消費税及び地方消費税を加算する規定を定めるもの。

また、公共物使用料及び公園占用使用料についても、道路法施行令による占用料の単価に準拠しているため、同様に改定するもの。

(1) 主な内容

① 道路占用料

○石巻市道路占用料条例の改定

- ・定額物件（電柱、ガス管、上下水道管等）の単価の改定
- ・定率物件（食事施設、購買施設等）の率の改定
- ・消費税及び地方消費税を加算する規定の追加

② 公共物使用料

○石巻市公共物管理条例の改定

- ・定額物件（電柱、ガス管、上下水道管等）の単価の改定

③ 公園占用使用料

○石巻市都市公園条例の改定

- ・定額物件（ガス管、上下水道管等）の単価の改定

※詳細は別添資料のとおり

(2) 今後の予定

令和2年2月 市議会第1回定例会に石巻市道路占用料条例、石巻市公共物管理条例及び石巻市都市公園条例の一部改正について提案（令和2年4月1日施行予定）

6 令和元年台風第19号による災害に伴う石巻市立高等学校の入学者選抜手数料等の免除について（教育委員会）

石巻市立高等学校の入学者選抜手数料及び入学金の免除については、石巻市立学校の授業料等徴収条例及び東日本大震災に伴う石巻市立高等学校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則において、震災により被災した生徒の就学機会を確保するため、徴収期限を変更し、又は免除することができるものと規定しており、令和2年度入学者まで毎年度延長してきた。

今回、新たに令和元年台風第19号により被災した生徒の就学機会を確保するため、関係例規の一部改正等を行うもの。

県立学校と同様に令和2年度の入学者に係る入学者選抜手数料及び入学金の免除ができるよう定めるもの。

(1) 主な内容

令和元年台風第19号により被災した生徒の入学者選抜手数料及び入学金の免除について、令和2年度の市立高等学校入学者においても次のとおり実施する。

【免除内容】

- ・令和元年度中に実施される入学者選抜手数料
- ・令和2年度分の入学金
- ・令和2年度中の転入学、編入学又は復校に係る入学者選抜手数料

【免除基準】

- ・住居の全壊又は半壊
- ・住居の流失
- ・世帯の収入の著しい減少

(2)今後の予定

令和2年1月	石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部改正について専決予定 (公布の日から施行予定)
	令和元年台風第19号に伴う石巻市立高等学校の入学選抜手数料等の特例に関する規則を制定(公布の日から施行予定)
令和2年2月17日 ～20日	出願受付期間
令和2年3月4日	令和2年度入学選抜
3月16日	合格発表
3月25日	入学説明会

7 石巻市学校運営協議会の設置について(教育委員会)

学校だけでは解決できない課題が増えるとともに変化が激しく予測困難な時代を迎え、子供たちの健やかな成長のためには、学校だけでなく、家庭や地域社会が教育の場として十分な機能を発揮することが求められている。そのため、国の施策としてもコミュニティ・スクール(学校運営協議会が設置された学校)の設置を法律に位置づけ推進している。

本市においては、令和元年9月に石巻市コミュニティ・スクール検討推進委員会を設置し、令和2年4月の学校運営協議会の正式設置に向け、コミュニティ・スクールの仕組みづくりや推進策について検討を進めてきた。

市内の小・中学校に、学校運営協議会を設置することで、学校や子どもたちが抱える課題や、家庭・地域社会が抱える課題を地域ぐるみで解決し、子どもたちの健やかな成長と質の高い学校教育の実現を図るため、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を進める。

(1)主な内容

市内の小・中学校に、学校運営協議会を設置する。

① 定数 15人以内

(保護者、地域住民、対象学校の校長・教職員、学識経験者、関係行政機関の職員等)

② 内容 ア 校長の作成する学校運営の基本方針を承認する。

イ 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる。

ウ 教員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べるができる。

③ 回数 年4回程度

④ 報酬及び旅費 支給

※ 協議会委員は、元々特別職非常勤の地方公務員として位置付けられていたが、ボランティア的な意味合いが強く、既に設置している自治体でも無報酬の場合が多かった。しかし、地方公務員法改正に伴い、厳密に報酬及び旅費を支払うこととなった。

(2)今後の予定

令和2年2月	市議会第1回定例会に、石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案(施行予定年月日:令和2年4月1日)
3月	教育委員会第3回定例会に、石巻市学校運営協議会規則の制定について提案

(施行予定年月日：令和2年4月1日)

4月 学校運営協議会を2校に設置（貞山小、青葉中）

令和3年4月 学校運営協議会を8校に設置（合計10校）

以降、順次設置数を拡大し、令和6年度に設置を完了する。

8 高須賀地区児童プールの廃止について（教育委員会）

高須賀地区児童プールは、平成元年度に建設され、開設当初から地域の協力のもとに管理運営されてきたが、経年劣化による小破修繕を繰り返し、近い将来大規模な改修工事を施工しなければならない状況である。また、少子化の影響から利用児童も減少し、地域においてもプール当番員の配置が高齢化等により困難となり、当該プールの廃止に向け地域住民との協議を重ね、昨年7月から休止状態となっている。

老朽化が著しい高須賀地区児童プールを廃止するもの。

(1) 主な内容

高須賀地区児童プールを廃止するもの。

【施設の概要】 所在地 石巻市桃生町高須賀字下畑14番地1
設 備 プール 25m 4コース（FRP製）
附属屋 機械室・男女更衣室・トイレ（コンクリートブロック造 325㎡）

(2) 今後の予定

令和2年2月 市議会第1回定例会に石巻市桃生スポーツ施設条例の一部改正及び解体予算について提案

3月 石巻市桃生スポーツ施設管理規則の一部改正

令和2年度中 高須賀地区児童プールの解体（予定）

9 成田老人憩の家及び馬鞍老人憩の家の無償譲渡について（河北総合支所）

地域の高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的として設置している老人憩の家は、地区住民の集会所施設として地域コミュニティの形成・維持に寄与してきた。

また、平成18年度の指定管理者制度の導入後は、地区住民を中心として組織する地元自治会等が指定管理者として適正な管理運営を行ってきた。

今般、石巻市行財政運営プラン等に基づき無償譲渡について地元の説明した結果、合意に達したものの。

当該施設を地縁団体に無償譲渡することにより、地域コミュニティの更なる醸成や地区住民の自治意識の高揚を図るもの。

(1) 主な内容

区 分		成田老人憩の家	馬鞍老人憩の家
建物	位置	石巻市成田字小塚宅地 91 番地 2	石巻市馬鞍字百目木 13 番地
	設置年月	昭和 5 6 年 1 2 月	昭和 6 2 年 3 月
	建設費	9, 7 0 0 千円	1 3, 2 7 0 千円
	構造	木造平家建	木造平家建
	延床面積	1 3 2. 4 6 m ²	1 8 3. 0 1 m ²
土地	面積	2 2 0. 1 5 m ²	5 0 0. 6 7 m ²
	取扱い	民有地	市有地
参考	年間維持費 (平成 30 年度)	1 5 5, 6 5 6 円	1 4 8, 3 3 7 円
	年間利用者 (平成 30 年度)	1, 3 6 1 人	8 8 9 人

(2) 今後の予定

令和 2 年 2 月 市議会第 1 回定例会に石巻市老人憩の家条例の一部改正及び財産の無償譲渡について提案 (施行予定年月日: 令和 2 年 4 月 1 日)

3 月 成田老人憩の家: 当該施設を普通財産として所管換え

市有財産譲渡契約の締結

(敷地に関しては民地のため土地使用貸借合意解約)

馬鞍老人憩の家: 当該施設及び敷地を普通財産として所管換え

市有財産譲渡契約の締結

(敷地に関しては無償貸付契約)

4 月 地縁団体へ無償譲渡

1 0 石巻市雄勝森林公園の再園に向けた対応について (雄勝総合支所・産業部)

東日本大震災の発生により、公園内に仮設住宅を建設したため休園となっている雄勝森林公園については、雄勝地区の交流人口の拡大及び地域の活性化を図る上でも再園が待たれる状況にある。

当初、老朽化した施設の修繕を行い、市による指定管理者制度での再園を検討していたが、昨年 5 月に地元民間企業から同公園の復旧整備及び管理運営を任せたい旨の提案書が提出された。

その提案内容は、利益追求型ではなく地域振興を目的とした経営方針であり、また、施設の修繕費用や管理運営費用を全て自主財源で賄い、市の財政負担が発生しない内容となっており、施設を有効に活用し、地域活性化に資する事業を安定的に行うことが期待できるものであった。

しかしながら、提案事業者 1 者に対し当該施設を譲渡することは、透明性・公平性に欠けることや、他事業者からも同様の提案があることも想定されることから、公募型プロポーザルにより事業者を選定することとした。

雄勝森林公園の再園にあたり、民間の活力を導入することで、民間主導による利用者へのサービス向上や地域活性化等が期待できることから、当該施設を廃止し、同施設を民間事業者へ

譲渡するもの。

(1) 主な内容

① 施設概要

ア 名称 石巻市雄勝森林公園

イ 所在地 雄勝町雄勝字原 39 番地

ウ 敷地面積 115,288 m²

林業振興センター（管理棟、厨房、会議室） 200 m²

（有料施設）コテージ 5 棟、バーベキューハウス、キャンプサイト 10 サイト、
その他厨房、会議室

（無料施設）丸太遊具、小動物園、多目的芝生広場、ピクニック広場、遊歩道、炊事施設等

② 利用状況（人）

年度	コテージ	キャンプ	バーベキュー	無料利用（減免含む）	合計
H20	1,364	491	2,672	16,602	21,129
H21	1,387	389	2,635	16,759	21,170
H22	1,319	470	1,962	9,794	13,545

③ 管理運営状況（円）

年度	収入	支出	差額
H20	4,120,095	8,776,767	▲4,656,672
H21	4,153,190	8,960,433	▲4,807,243
H22	3,677,940	8,196,199	▲4,518,259

④ 再園に係る修繕等経費（円）

※建築課算定

項目	改修費
コテージ改修	15,375,000
バーベキューハウス改修	2,990,000
遊具撤去、キャンプ・炊事場・動物小屋改修、外構工事	8,880,000
諸経費等（工事費の 35%）	9,535,750
備品購入費	2,000,000
消費税（10%）	3,878,075
合計	42,658,825

⑤ 譲渡及び貸付内容

【建物】

林業振興センターを除いて全て木造であり、腐食箇所も多く、耐用年数も既に経過していることから無償譲渡とする。

林業振興センターについては、令和 13 年度まで耐用年数が残っていることから、国の財産処分が終了後の無償譲渡となる。

【土地】

10 年間の無償貸付とし、それ以降は、期間満了前に貸付料も踏まえ市と民間事業者との協議の上決定する。なお、無償貸付期間中に経営不振等により運営の継続が困難となった場合も、対応を市と民間事業者との協議の上決定する。

（参考）

敷地面積 115,288 m²のうち、遊歩道を含めた建物等が建築されている 44,954 m²を貸付ける。

※有償の場合の年間貸付料 1,064,823 円（土地 6.5%）

(2) 今後の予定

- 令和2年1月中旬 国に対して林業振興センターの長期利用財産処分報告書を提出。
- 2月 市議会第1回定例会に石巻市雄勝森林公園条例の廃止について提案
(施行予定年月日：令和2年3月31日)
- 3月下旬 雄勝森林公園の再園に係る公募型プロポーザルを実施
- 5月中旬 公募型プロポーザルによる事業者選定
- 6月 市議会第2回定例会に雄勝森林公園施設の無償譲渡及び土地の無償貸付契約の締結について提案
- 令和3年4月 民設民営による森林公園の再園

[報告事項]

1 会計年度任用職員制度の導入に伴う公務災害補償の適正な支給について（総務部）

会計年度任用職員（※）制度の導入に伴い、フルタイム会計年度任用職員については、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部が改正されることにより、常勤職員と同様に、給料、手当及び旅費の支給対象であることが明確化された。

石巻市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例において、パートタイム会計年度任用職員にあたる「報酬が日額で定められている職員」の補償基礎額の規定に加え、フルタイム会計年度任用職員にあたる「給料を支給される職員」の補償基礎額に関する規定を整備することにより、適正な支給を図るもの。

※会計年度任用職員：

- ・「一会計年度を越えない範囲内で置かれる非常勤の職」となる一般職の非常勤職員。
- ・勤務時間に応じて次のとおり2つに区分される。

フルタイム会計年度任用職員・・・1週間当たりの勤務時間が38時間45分

パートタイム会計年度任用職員・・・1週間当たりの勤務時間が38時間45分より短い

(1) 主な内容

フルタイム会計年度任用職員の公務災害補償に関して、石巻市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に定める補償基礎額に「給料を支給される職員」の規定を追加する。
なお、当該補償基礎額は、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によるものとする。

(2) 今後の予定

- 令和2年2月 市議会第1回定例会に石巻市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和2年4月1日）

2 門脇中学校の閉校について（教育委員会）

平成30年12月に石巻中学校及び門脇中学校の父母教師会会長連名により、両校統合に向けた話し合いの早期開催を求める要望書が教育長に提出された。

教育委員会では、少子化や東日本大震災の影響により、適正規模を下回る小・中学校が市内全域で増加傾向にあることから、改めて市内全体の学校の配置のあり方などについて検討を始め、令和元年11月に石巻市立小・中学校学区再編計画を策定し、小・中学校の適正規模・適正配置

の実現を進めることとしている。

両校父母教師会の要望を尊重し、両校の統合を速やかに進めるとともに、統合に伴い門脇中学校を閉校とすることで、生徒の教育環境の充実を図るもの。

(1) 主な内容

門脇中学校を閉校し、石巻中学校に統合するもの。

① 統合時期等

ア 門脇中学校の閉校は、令和3年3月31日とする。

イ 両校統合は、令和3年4月1日とする。

② 統合後の名称

石巻市立石巻中学校

③ 校舎所在地

石巻市泉町四丁目7番15号（統合後の校舎等は、石巻中学校を使用する。）

（参考）統合前生徒数（令和元年11月現在）

石巻中学校：288名

門脇中学校：118名

(2) 今後の予定

令和2年 2月 市議会第1回定例会に石巻市立学校設置条例の一部改正と閉校関連経費の当初予算について提案（条例施行予定年月日：令和3年4月1日）

3月 令和2年教育委員会定例会において、石巻市教育委員会の組織等に関する規則及び石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部改正について提案（施行予定年月日：令和3年4月1日）

12月 県教育委員会に門脇中学校の廃止届の提出

令和3年 3月 門脇中学校の閉校式

4月 両校統合

【その他】

・復興交付金の事業計画の変更について（復興政策部）

以上